

Living information

お知らせ ラポルテ市民サービスコーナー



日(月・火・水・金)午前10時～午後6時(土・振替休日)午前10時～午後5時(休業日)(木・日・5月3日～5日)**内**住民票・印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)・戸籍証明書・課税証明書などの発行※証明書によっては発行できない場合や、時間帯があります。**問**ラポルテ市民サービスコーナー **☎**31-3130



ホームページ

第2回市議会(臨時会)の日程

日5月16日(金)【本会議】
議会役員選挙、委員の選
任**問**市議会事務局**☎**38-
2001



ホームページ

市民ギャラリー参加団体募集

日10月9日～11月10日(1団体5日間程度)**内**絵画・写真・生花・陶芸作品等の展示会の会場使用料の半額負担**人**市民主体のグループ**申**5月31日(土)までに参加申請書を下記へ※募集要項は5月1日(木)～下記で配布**所**&**問**市民センター**☎**31-4995

ゴールデンウィーク期間の 死獣の引き取り

内5月3日～5月5日(午後4時まで)受け付け分は5日(月・祝)。5月6日(火・祝)受け付け分は5月7日(水)に引き取ります。**申**市役所警備室(☎31-2121)へ**問**環境課**☎**38-2050

夏が来る前に蚊の対策を

内ジカ熱やデング熱は蚊を媒介して感染します。感染を防ぐための対策を【蚊の発生を抑える】
▶植木鉢やプランターの受皿の水たまりを無くす。▶宅内の雨水ますに目の細かい防虫網を設置。
【害虫駆除および相談】
一般社団法人 兵庫県ペストコントロール協会**☎**0120-76-2633
問環境課**☎**38-2050

芦屋カンツリー倶楽部から 防災資機材が寄附されました



一般社団法人芦屋カンツリー倶楽部より、防災資機材の寄附を受けました。
▶照明器具(LED/バレーン投光機)1台▶蓄電池(ポータブル電源・拡張バッテリー)各1台
問防災安全課**☎**38-2093



ホームページ

凡例…**日**日時(日程) **所**会場・場所 **内**内容 **人**対象・定員 **師**講師
出出演 **費**費用(記載のない催しは無料) **持**持ち物 **申**申し込み
問問い合わせ ※芦屋市の市外局番は(0797)です

バーベキューをする際は 場所・マナーを守りましょう

内市民マナー条例により城山えん堤(奥山)以南の芦屋川流域・キャナルパーク水路南北護岸はバーベキュー禁止です。また、市内全域でごみのポイ捨ても禁止です。**問**環境課**☎**38-2050



ホームページ

若者相談センター「アサガオ」

申&**所**&**問**若者相談センター「アサガオ」**☎**22-5115/火～土(祝日除く)・午前10時～正午・午後1時～4時
【親の会(要予約)当日参加可】
日5月21日(水)午前10時～11時30分**人**家族のひきこもり等の悩み
【キ・テ・ミ・ル・会】
日火～金・午後1時～3時(30日は卓球ゲームを開催)**人**学校や職場に行きにくい・居場所を探している人



ホームページ

「芦屋の水」販売を終了します

内奥山浄水場で緩速ろ過した芦屋川溪流のおいしい水、「芦屋の水」の販売を在庫限りで終了します。在庫が無くなるまでは市役所地下1階売店にて販売**問**水道管理課**☎**38-2080



ホームページ



第十二回特別弔慰金が 支給されます

戦後80年に当たり、国として改めて戦没者等の尊い犠牲に弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。**内**令和8年から5年償還、額面27.5万円の記名国債が支給されます。5年間、毎年、償還日である4月15日以降に5.5万円ずつ受け取ることができます。詳細はホームページへ。**申**令和7年4月1日～令和10年3月31日に下記へ。第十一回特別弔慰金を芦屋市で請求された方については、申請書等を5月より送付します。請求者の死亡等により新たに他のご遺族が請求される場合、また、転入等により芦屋市で今回新たに請求される方については、下記までご相談ください。**問**地域福祉課管理係**☎**38-2153



ホームページ

令和7年度芦屋市水防訓練

日5月20日(火)午前10時～11時
所潮芦屋緑地・潮芦屋ビーチ西側
内梅雨の出水期に備え訓練を実施**問**消防署**☎**32-2345

令和7年度 課税(所得) 証明書の発行開始時期

内令和7年度(令和6年中の内容)の課税(所得)証明書は、6月中旬から発行開始する予定です。**問**課税課管理係**☎**38-2015



建築住宅課からお知らせ 問い合わせ **☎**38-2721

空き家活用支援事業

空き家を住宅や事業所・地域交流の拠点に活用するための改修工事に対して費用の助成が受けられます。



ホームページ

- 対象 次の全てにあてはまること▶市街化区域内(奥池町・奥池南町・奥山・剣谷・城山を除く区域)にある▶空き家・空き住戸の期間が6カ月以上▶住宅や事業所・地域交流拠点として10年間以上活用しようとする人等
- 補助額 補助区分・住宅のタイプ・補助対象事業費による定額制(例:100万円<一般世帯・一戸建ての住宅・補助対象事業費300万円以上の場合)
- 申し込み 5月1日～11月30日(先着順)

分譲共同住宅共用部分 バリアフリー化工事の助成

分譲共同住宅共用部分をバリアフリー化する工事に対して費用の助成が受けられます。



ホームページ

- 対象 分譲の共同住宅(1棟21戸以上)の管理組合※平成5年10月1日以降に建築の共同住宅(51戸以上)および平成14年10月1日以降に建築の共同住宅(21戸以上)を除く※助成決定前に着工(契約)したものは助成対象となりません。
- 対象事業 廊下・階段などの段差の解消・手すりの設置・床のノンスリップ化・通路や開口部の拡張等
- 助成額 助成対象工事費による定額制。上限30万円(助成対象額90万円以上の場合)
- 申し込み 5月1日～11月30日(先着順)

分譲マンション長期修繕 計画の作成・見直し支援

長期修繕計画を未作成または現在の長期修繕計画に基づく修繕積立金の額が一定未滿の分譲マンションについて、長期修繕計画の作成・見直しに係る費用の一部を補助します。



ホームページ

- 対象 市内の住戸数が10戸以上の分譲マンション管理組合※他にも対象の条件があります。
- 助成額 最大30万円
- 申し込み 5月1日～(先着順)